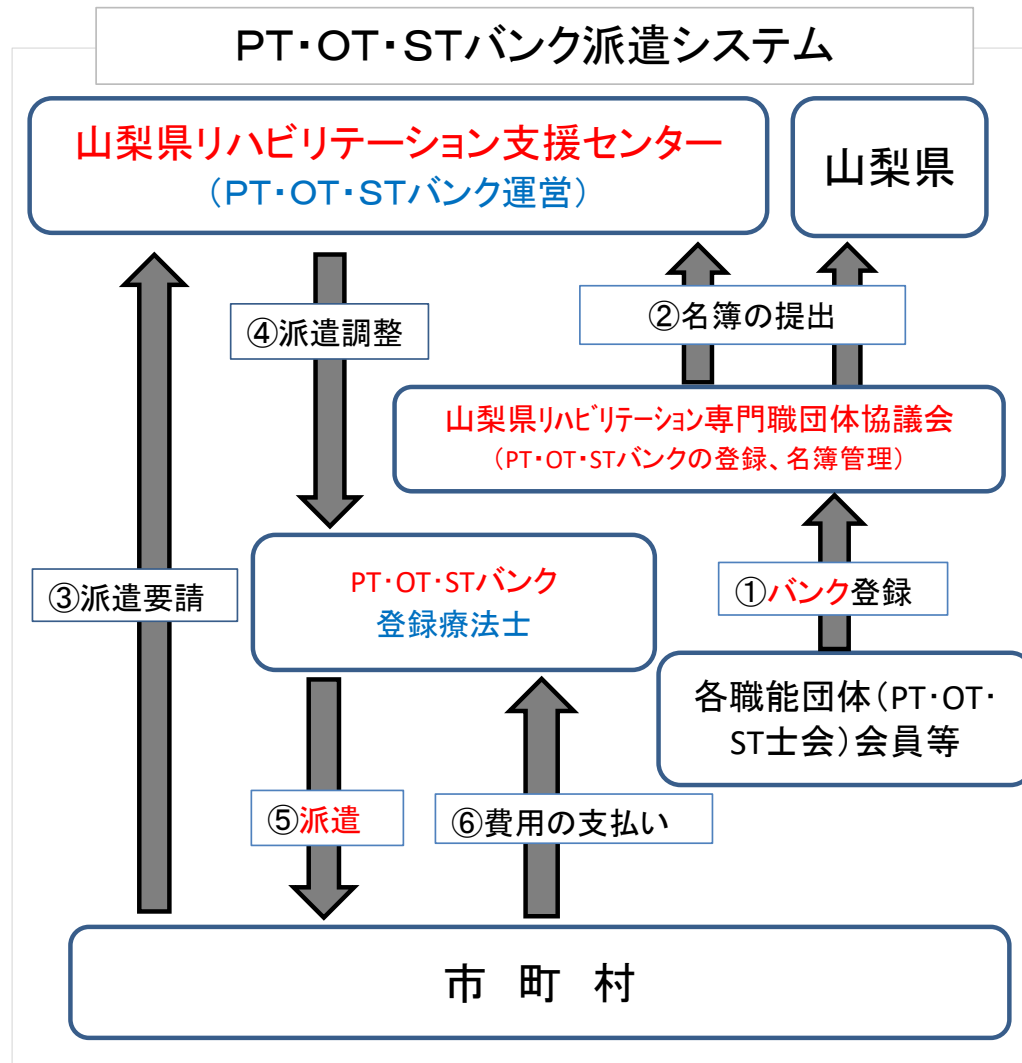


「PT・OT・STバンク派遣について」

PT・OT・STバンク派遣の目的

市町村の介護予防の促進を図るため、PT・OT・STの持つ専門的知識や技術を活かした介護予防事業の支援や、地域ケア会議や通いの場への支援が行えるよう、市町村でのリハビリ専門職の活用促進を支援する。



業務内容

1. 住民への介護予防に関する技術的助言
2. 介護職員等(介護サービス事業所に従事する者を含む。)への介護予防に関する技術的助言
3. 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援
4. その他、介護予防の推進に資する事業への助言

バンクの利用の流れ

- ①バンクへの登録
山梨県リハビリテーション専門職団体協議会は、県内の各職能団体に協力を求め、登録者名簿を作成する。
- ②名簿の提出
山梨県リハビリテーション専門職団体協議会は、県及び山梨県リハビリテーション支援センターに登録名簿を提出する。
- ③市町村が協力を求める場合は、山梨県リハビリテーション支援センターへ派遣依頼申込書を提出する。
- ④山梨県リハビリテーション支援センターは登録名簿を参考に派遣者の調整をする。
- ⑤PT・OT・STバンクから登録療法士を派遣する。
※派遣に関する依頼文は、市町村が送付する。
- ⑥派遣に関する費用は、市町村から病院又は個人等へ支払う。